

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 本計画の基本理念

(1) 市全体の考え方（第4次交野市総合計画みんなの“かたの”基本構想）

「第4次交野市総合計画みんなの“かたの”基本構想」は、“かたの”の基本的なものさしとなる【基本理念、行動方針】、ありたい姿や向かう方向を示す【基本方向、みんなの“かたの”の夢】、具体的な計画へと導く【“かたの”のしくみ】から構成されています。この基本構想を受けて、行政を構成する組織ごとに施策や事務事業を計画して役割を果たすこととなっています。この基本構想の期間は平成23年度（2011年度）から令和4年度（2022年度）の12年間です。

この基本構想の基本理念として、市民憲章としての「和」（自然と、文化と、人と）の精神のもとに、【あじわい・なりわい・にぎわい“みん活”でわいわいわいと“かたのサイズ”なまち暮らし】と定められています。

(2) 本計画の基本理念

基本理念

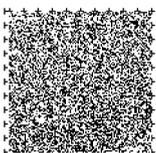
高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、
安心して住み慣れた地域で、
いきいき・健やかに過ごせるまち

高齢化の進行や世帯構造の変容、経済情勢や就労環境の変化、価値観の多様化やライフスタイルの変化など、社会が変化し続ける中、多様化・複雑化する福祉課題に対応するための新たな枠組みとして、「地域共生社会」の実現が求められています。特に、あらゆる相談を総合的に受け止め、対応できる支援体制の構築や、本人の状況に応じた社会参加支援、住民主体の地域づくりにつなげるための支援の実施等が今後重要となります。

本市においては、住み慣れた地域において、地域の多様な人々が多様なかたちで協力し、支え合う社会を目指すことが重要と考え、今後の市の高齢者施策のあり方として、第7期より引き続き「高齢者一人ひとりが、自らの意思に基づき、安心して住み慣れた地域で、いきいき・健やかに過ごせるまち」を本計画の基本理念として掲げます。

この理念の実現を目指し、健康で活躍できる高齢者には、より一層健康づくりや介護予防に関心を持っていただき、積極的な社会参加や地域づくりへ参画して健やかに過ごしていただけるよう、また、支援を必要とする高齢者やその家族には必要な支援が行き届き、いきいきと暮らすことができるよう、高齢者施策のさらなる充実強化を図っていく必要があります。

そして、以上の高齢者施策のあり方に関する基本理念に基づき、本計画の基本目標を定めます。



2 本計画の基本目標

基本理念の実現に向けて、以下の5つの基本目標を定めます。

● 基本目標1 共生社会を実現するための地域包括ケアシステムの強化 ●

「高齢者が住み慣れた地域で暮らす」という理念の実現のため、総合的な相談支援体制のさらなる強化や地域包括ケア会議等の開催による地域の実情把握や課題解決など、地域包括支援センターを中心としたケアシステムの強化を図ります。また、医療・保健・福祉分野の連携による在宅介護の推進や、共生の理念に立った、地域主体での支え合いや分野を超えた連携・協働の体制の充実を進めていきます。

● 基本目標2 共生と予防による認知症対策の推進 ●

認知症の人やその家族の意見も踏まえ、「共生」と「予防」を両輪とし、普及啓発・本人発信支援、予防、医療・ケア・介護サービス・介護者への支援、認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援等に関する施策を推進します。

● 基本目標3 最期まで自分らしく暮らすための支援の充実 ●

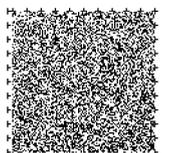
できる限り在宅で自立した日常生活を継続することができるよう支援するという介護保険制度の基本理念も踏まえ、地域支援事業等を効果的に実施することにより、高齢者の状態に応じた介護予防・健康づくりを推進します。また、高齢者をはじめ、意欲のある人が社会で活躍できるよう、多様な就労・社会参加ができる環境整備とともに、高齢者の権利を守る取り組みの推進にも注力していきます。

● 基本目標4 地域で安心して暮らすためのサポート体制の強化 ●

高齢者にとっても住みやすい生活環境を提供するため、居住の場の確保をはじめ、バリアフリーの考え方に基づいた住環境の整備を進めていきます。さらに、近年の災害の発生状況や新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、地域や事業所等の関係機関に対する防災や感染症対策についての周知・啓発、研修・訓練の実施や、物資の備蓄・調達・輸送体制の整備等にも取り組みます。

● 基本目標5 介護保険事業の適切な運営とサービス提供体制の強化 ●

利用者のニーズに対応できるよう、適切なサービス提供体制を整えるとともに、安心して良質なサービスを利用できるよう、利用者の立場に立った相談・苦情対応やサービス提供事業者の情報公開などの体制を充実します。また、給付適正化の取り組みを通じた介護保険事業の適正な運営に加え、介護人材の養成・確保をはじめとした各種取り組みを通じて介護サービスの質の向上を図り、利用者が安心してサービスを選択し、円滑に利用できる環境づくりを進めます。



3 施策体系

